

第34回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年2月27日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱石雄彦

農政係長 酒井美和子

農地係長 中田昌浩

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 贈与税・不動産取得税の納税猶予等に関する適格者証明について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 贈与税納税猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 平成 28 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第34回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員11名のところ11名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。今月もあと2日で終わりとなりますが、皆様には何かとお忙しい中、第34回総会に全員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、今月は農業委員の募集が行われておりまして、各地区において推薦がされているところがございますけれども、だいたいの地区で推薦される方が決まり、書類が提出されているようでございます。締切りまでには、今日を含めて2日ありますので、まだ推薦されていない地区におかれましては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、皆様にも御案内のとおり、酪農情勢における生乳販売では、生乳新制度ということで、補給金の対象が拡大するということでございます。指定団体以外に出荷をされている方も対象になり、販売計画の提出を条件に補給金が交付されるようになります。指定団体につきましても、収入シェアの低下を招かない仕組みを作るということですが、3月中には色々と細かい点が決定されていくのではないかと考えておりますので、この点につきましては、今後注意深く見守っていきたくて思ひます。

それでは、早速総会の審議に入らせていただきますけれども、今回は5件の案件を提案しておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げ、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は、大変御苦勞様です。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、12番 堀金委員、1番 百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は1件の現況証明願でございますが、浜農委28-18号の願い出人は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は熊牛西1線〇〇番〇、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、地目変更登記を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員、百々委員、堀金委員により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は既に住宅が建設されている土地で、現在は農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。質疑に入る前に、調査に当たった

委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員と私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくお願いいたします。

(会長、○○○○委員退席、退室)

職務代理 それでは、引き続き、会議を行います。
これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

職務代理 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

職務代理 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

(会長、○○○○委員入室、着席)

議長 日程第7 議案第2号贈与税・不動産取得税の納税猶予等に関する適格者証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号贈与税・不動産取得税の納税猶予等に関する適格者証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
贈与税の納税猶予制度は、農業経営の近代化に資するため、農地の細分化防止

と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた制度でございますが、租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む者が、その農業に供している農地の全部を、推定相続人の一人に一括して贈与した場合は、受贈者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時には、その税額は免除する。」と規定されております。

また、納税猶予を受けるための贈与者及び受贈者の要件が、租税特別措置法施行令第40条の6第1項及び第6項で規定されており、贈与者については、「贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人」、受贈者については、一つ目として「農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること」、二つ目として「農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと」、三つ目として、「農地を取得した日以後、速やかに農業経営を行うと認められること。」となっております。

さらに、納税猶予を受けるための手続の方法が、租税特別措置法施行規則第23条の7第2項で規定されており、「証明は、所在地を管轄する農業委員会が、当該受贈人が要件の全てに該当することを明らかにする事実を記載した書類により行うものとする。」とされております。

今回の証明は、平成28年1月から12月までの間に、新たに農地の贈与を受けた者について、受贈者としての要件に該当し、納税猶予を受ける者として適格であることの証明をするものでございますが、農地の贈与に合わせて発生する不動産取得税についても、地方税法附則第12条により同じく適格者であることを証明し、3月15日までに、贈与税については釧路税務署、不動産取得税については釧路総合振興局に申告するものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案につきましては、租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税猶予を受けている者につき、3年ごとの継続手続きに要する農業委員会の証明を行うものでございますが、租税特別措置法第70条の4第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されております。また、届出書の提出にあたっては、租税特別措置法施行令第40条の6第64項及び租税特別措置法施行規則第23条の7第42項の規定により、「その受贈者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明を要する。」とされております。

今年度の対象者は、茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号2で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番といたしましては、整理番号2を先に審議し、その後、残りの案件を審議したいと思います。

それでは、これから、整理番号2の質疑を行いますので、〇〇委員は、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号1から整理番号7まで順に質疑を行います。

まず、整理番号1、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1から整理番号7まで順に採決いたします。
お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法附則第12条第1項の規定により不動産取得税の徴収猶予を受けている者につき、3年ごとの継続手続きに要する農業委員会の証明を行うものでございますが、地方税法附則第12条第2項では、「引き続き農業経営を行っている旨の所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続証明と同様となっております。

なお、今年度の対象者につきましては、議案第3号で証明を行った〇名に加え、贈与税の相続時精算課税制度を選択した〇名の、合わせて〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨

を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号2で〇番〇〇委員、整理番号8で私が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。議案審議の順番といたしましては、整理番号2を先に審議し、その後、整理番号1から整理番号7までの審議、最後に整理番号8を審議したいと思います。それでは、これから整理番号2の質疑を行いますので、〇〇委員は、ここで退席願います。

(〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号1から整理番号7まで順に質疑を行います。

整理番号1、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑ありませんか。
各	委員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1から整理番号7まで順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号8の質疑に入りますので、私は、ここで退席いたします。退席後の議事進行につきましては、職務代理が取り進めますので、よろしくご願

たします。

(会長退席、退室)

職 務 代 理

それでは、引き続き、会議を行います。
これから、整理番号8の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

職 務 代 理

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号8を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

職 務 代 理

異議なしと認めます。
よって、整理番号8は、原案のとおり可決されました。

(会長入室、着席)

議 長

日程第10 議案第5号平成28年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号平成28年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり事業費の確定や今後必要とされる経費について補正をしようとするものでございますが、歳入では、15款道支出金の農業委員会交付金30万6,000円の追加と、農業委員会補助27万9,000円の減は交付額の確定によるもの、20款諸収入の農業者年金業務委託手数料47万円の追加につきましても、交付額の確定によるもので、歳入の補正につきましても、あわせて49万7,000円の追加となります。

一方歳出では、農業委員会委員に要する経費で、委員の退職に伴う農業委員報酬12万9,000円の減と、費用弁償15万5,000円の減につきましても、執行残によるもの、農業委員会事務局に要する経費の普通旅費15万5,000円の追加につきましても、今後必要とされる職員の出張旅費でございまして、歳

出の合計では12万9,000円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、3月30日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月30日、木曜日、午前10時からということでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月30日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第34回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 12番 堀金 澄恵

浜中町農業委員会 1番 百々 英夫